

国が支える 担い手積立年金

【愛称】

～ 若い農業者の皆さんへ、
保険料の国庫補助で老後の安心を！ ～

- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。



農業者年金は納付された保険料と運用益を原資として年金額が決まります。毎月の保険料が少なくても長い間納めると多くの年金の受給が期待できます。つまり、若い時から加入すれば、月々の負担が少なくても豊かな老後生活に備えることができます。



保険料の負担が大きいという方は、政策支援加入で、保険料の国庫補助が受けられます。

☆ 保険料の国庫補助対象者と補助額

- ☆ 政策支援を受けるためには、農業者年金への加入要件に加え、
- ① 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること
 - ② 農業所得が900万円以下
 - ③ 認定農業者で青色申告者等
- (右の表の必要な要件) → を満たすことが必要です。

※ 農業者年金への加入要件は①国民年金第1号被保険者、②年間60日以上農業に従事、③60歳未満、となっています。
※ 国庫補助額の割合は2万円に対する割合です。
※ 区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系準属である必要があります。

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000 円 (5割)	6,000 円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000 円 (5割)	6,000 円 (3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者(注)	10,000 円 (5割)	6,000 円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000 円 (3割)	4,000 円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内に区分1の者となることを約束した後継者(注))	6,000 円 (3割)	—

政策支援は受けられる補助の割合と期間に年齢による差があります。早い加入が有利です！

☆ 政策支援を受けられる期間は

- ① 35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間
 - ② 35歳以上であれば10年以内
 - ③ ①と②の期間を合わせて20年以内
- となっています。国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は通常の保険料(2万円～6万7千円の間で千円単位で加入者が自由に選べ、変更も自由です。)を納めることになります。

※ 政策支援を受けている間の保険料は月額2万円に固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。
※ 国庫補助分の年金(特例付加年金)を受け取るためには、経営継承が必要です。

◆ 農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算◆

加入 年齢	納付 期間		通常加入の場合		政策支援を受けて加入の場合			
			保険料本人 負担分総額	農業者老齢 年金支給額	保険料本人 負担分総額	支給総計	農業者老齢 年金支給額	特例付加年 金支給額
20歳	40年	男性	960 万円	66万円	744 万円	67万円	49万円	18万円
		女性		57万円		57万円	43万円	15万円
30歳	30年	男性	720 万円	46万円	588 万円	47万円	37万円	10万円
		女性		40万円		40万円	32万円	8万円
35歳	25年	男性	600 万円	38万円	528 万円	38万円	33万円	5万円
		女性		32万円		33万円	28万円	4万円

(注) この試算は、65歳までの運用利回りが1.35%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。
通常加入は保険料月額2万円の試算です。政策支援加入は保険料月額2万円に加入し、政策支援適用期間中はもっとも有利な国庫補助額を受け、政策支援の適用期間終了後は保険料月額2万円に通常加入とした試算です。
運用利回り1.35%は制度発足以降の10年度間の運用利回りの平均です。
予定利率1.35%は、農林水産省告示(H24.4.1施行)により定められている事です。

お問い合わせ先 鏡野町農業委員会事務局(産業観光課内) 電話(0868)54-2987